

【連帯保証人になられる方への注意事項】

- 連帯保証人は、民法第452条に規定する「催告の抗弁」が主張できない(注①)こと及び民法第453条に規定する「検索の抗弁」が主張できない(注②)こと及び民法第456条に規定する「分別の利益」がない(注③)ことが、通常の保証人とは異なることにご注意下さい。

注① … 「催告の抗弁」とは、債権者からの請求に対して、主債務者へ催告すべきであるとの主張ができる権利をいいます。連帯保証人は、債権者からの請求に対して、当該主張をする権利がありません。

注② … 「検索の抗弁」とは、債権者からの請求に対して、主債務者の資力及び執行が容易であることを立証して、主債務者の財産に執行すべきであるとの主張ができる権利をいいます。連帯保証人は、債権者からの請求に対して、当該主張をする権利がありません。

注③ … 「分別の利益」とは、保証人が複数存在する場合には、各保証人は、主債務を平等に分割した限度でのみ責任を負うことをいいます。連帯保証人にはこれが認められていませんので、主債務全額について責任を負うことになります。

- 連帯保証人は、債務者の返済が滞った場合、その保証の範囲内の額を支払わなければなりません。

- 連帯保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行等により、財産を差し押さえられるおそれがあります。

上記に関するお問い合わせ窓口は下記の通りです

株式会社九州リースサービス
営業第二本部 ファイナンス営業部
TEL:092-431-2530
FAX:092-452-0044